

都市問題パンフレット

№ 4

東京市政調査會

復興
局
託
富
桝
建
造

名古屋市の町名番地

財団法人東京
市政調査會圖書

名古屋市の町名番地

(京、阪、神、町界町名地番整理雜觀、續稿^{*})

富 樺 建 造

緒 言

- 一、基盤劃の町界地番
- 二、舊市部一般に於ける町界町名の現狀と其の整理
- 三、新市域耕地整理及區劃整理地に於ける町名計畫

緒 言

神戸、横濱等の如き新興都市と異り、東京、大阪の中間に位し、濃尾平野を背景として、名古屋城築當以來三百有餘年の傳統に培はれ、東京、京都、大阪の三大都市對峙して獨自の立場を有し、本邦都市文化の一中心をなすものに我が名古屋市がある。

* 本誌第四卷第四及五號所載。

其の町名番地は京都市主要部に於けると同様縦横路線式に則るものにして、而かも京都市に於けるが如き町名と通り名との統一を缺く假死的町名番地と異り、町名と街路名とが完全に一致せる理想的町割であつて、六都市中町割方式の最高理想として範とするに足るものがある。

一 碁盤割の町界地番

(一)町界地番の理想的典型 名古屋市町界町名地番の最も代表的なるものは、其の碁盤割に於て見るこゝが出来来る。碁盤割は又た俗に上町とも稱せられ、名古屋城廓外西は堀川を以て割せられ東は久屋町を以て境とし、南、廣小路通りに至る南面一帯の平坦臺地にして、名古屋市中の樞地域をなし、開府以來の重要商業地である。

街路網は慶長年間築城と同時に設定せられたもので名前の通り一町四方の街廓を基礎とする碁盤型街路網で、東西約十四町南北約九町面積約四十二萬坪に亘る地域である。

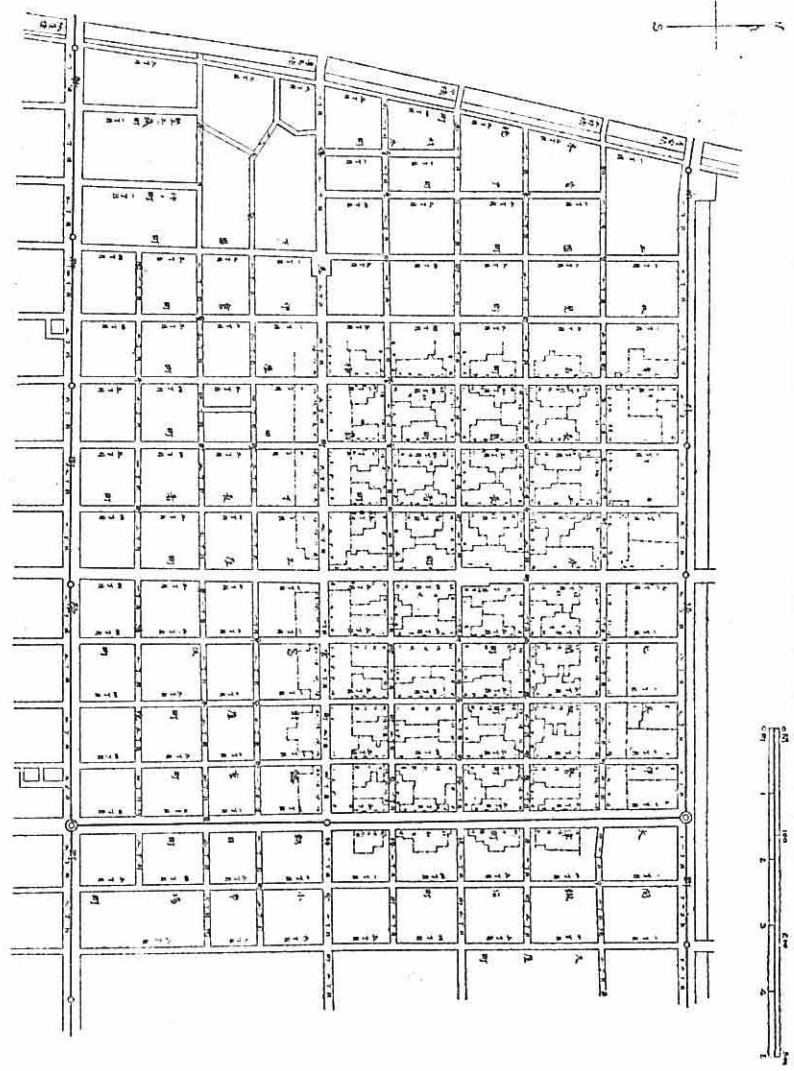
町割は街路網の性質上、縦横路線式が採用されてゐる。これは並列路線式に更らに一步を進めたもので、

縦横孰れの街路にも町名が附與せられ、町割の理想とされてゐるものである。六大都市中此の方式に依るものは名古屋市を措いては唯だ京都市があるのみである。但し京都市に於ては町名と街路名の統一に於て缺くる所あるが故に縦横路線式の眞價を發揮したるものといふことは出来ない。然るに我が名古屋市に於ては其の缺點なく且つ丁目の進路、配列、數量及地番方式等に於ても極めて整然たるものがあり、町割方式の理想的なることと相俟つて最も完備せる町界地番方式の典型を示してゐる。(第一圖参照)

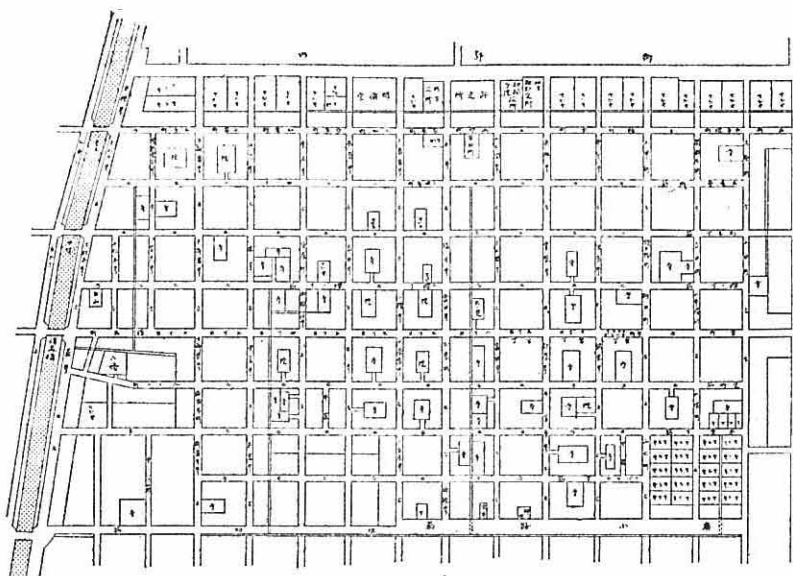
即ち東西街路は南外堀町、傳馬町、廣小路通り等の幹線街路を除き總べて三箇町名乃至四箇町名に分たれ丁目の進路はすべて堀川筋を起點として西方より東方に進み、南北街路に於ては悉く二箇町名に分たれ、北方を起點として南方に進んでゐる。

第一圖 名古屋市碁盤割の町界地番

(町割一縱横路線式・地番一箇別番地在形式)



第三圖 明治初年の名古屋市碁盤割圖 *



通りを境界とし、南北街路は廣井町線即ち現在の菅原町筋を境界縮として孰れも二ヶ町名に統一整理せられんことを名古屋市長局に向つて切望せんとするものである。

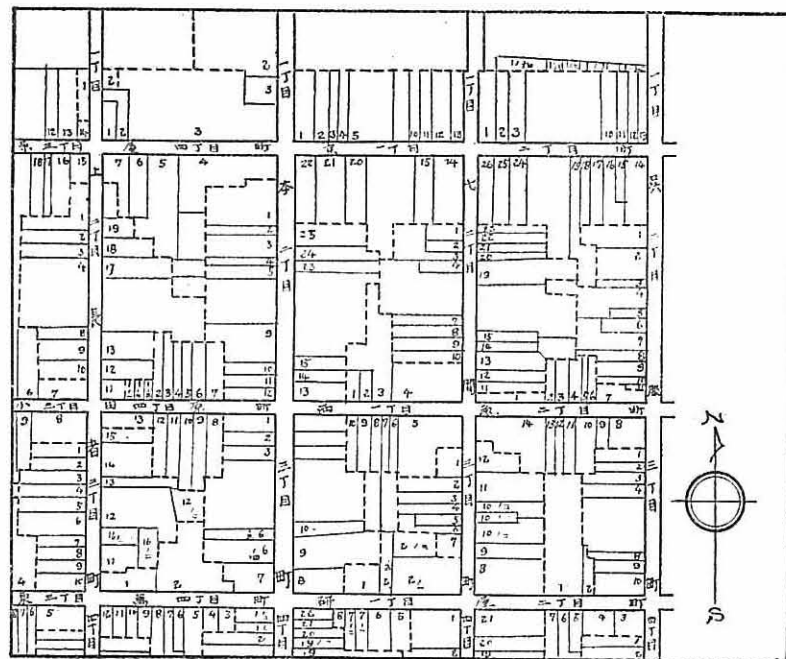
(二)明治四年の大整理 碁盤割大部分の町名は慶長十五年名古屋築城完成と同時に行はれたる清洲越以來のものであるが、當時の町割は現今の如く整然たるものではなく、町名の設定されたものは南北街路に多く、東西街路に對しては殆んぎ町名の設定なく、又た丁目數も大小不同で甚だ亂雜なるものであつた。爾來幾多の變遷はあつたが明治初年に於ける碁盤割の町割は猶ほ第三圖に見るが如く不統一、無方針極まるものであつて、現今の町割は實に明治四年の大整理に依つて初めて達成されたものである。

明治四年は恰も廢藩置縣の年に相當し、名古屋は當時名古屋縣の第一大區として八小區に區分せられ、熱田は第九小區として包括し、従前の町村を廢し全市に亘つて各町の分合町割の大改革が行はれたのであるがこの碁盤割に於ける整理は最も組織的なものであつ

地番は各丁目毎に更新する往復式で、起點及び進路はすべて丁目の進路及起點に一致せしめ、東西街路に於ては西端北側の筆地を起點として東方に進ましめ、町の東端に於て南側に移り順次西方に復らしめてゐる。南北街路に於ては北端西側の筆地を起點として南方に進ましめ、町の南端に於て東側に移り往路と反對に北方へ復へらしめてゐる。之を要するに丁目、地番の起點及進路は統一的に東西關係に於ては西を基準とし、南北關係に於ては北を基準としてゐる。(第二圖参照)

名古屋市碁盤割の町界地番は斯くの如く整然たるものであるが、猶ほ些々に極めて瑣細なる瑕瑾として一箇町名の長さ即ち丁目數の配列に於ける多少の不統一を擧げることが出来る。此れに對し余は將來都市計畫街路廣路第一號、一等大路第二類第一號及一等大路第三類第一號路線即ち廣井町線の擴築及新設事業完成の時期を機會として、東西街路は本町

第二圖 名古屋市本町附近の宅地割及地番進路圖



* 明治二歳、高力全休港尾府全圖に依る。

た。即ち整理の大綱は區々たる小町を合して丁目數四五丁より成る有力なる町を形成して、町名數の煩多に亘るを避け、一方從來街路名のみであつた東西街路に對して町名の新設をなし、市區自治制の基礎を確立、完備するにあつたのである。

この事蹟は名古屋町名整理史上に於ける最も光輝ある一頁であつて、名古屋市民に依り後世永遠に記憶せらるべきものである。且つこの事實は舊幕以來明治維新を経今日に至るまで無秩序なる分化、野合に委せられつゝあつた帝都現下の町名整理に際し最も意義深き他山の石として帝都三百萬市民の三考に價すべきものであると同時に、又實に名古屋自身に於りても將來町名整理の機會ある毎に顧みて以て其の龜鑑とするに足るものでなければならぬ。

二 舊市部一般に於ける町界

町名の現狀と其の整理

(一) 整然たる丁目進路と類似町名の鮮少

基盤

四圖に示すが如き縱横軸に依り、東西街路の進路は堀川を基準として東西に分ち、南北街路は舊岐阜街道即ち江川町筋及長堀町、出來町筋を貫く一線を基準として其の進路を南北に分つ所謂四象限式に據るを適當と考へる。これは大名古屋の都市計畫街路網が圓圖式でなく主として縱横式に依るからである。

即ち現在廣井方面、江川以西の地は省線東海道線を基準とし、西方を起點として東方に進んでゐるが、これは大名古屋になつた今日に於ては寧ろ堀川を基準として逆に西方に進ましむべきものであり、上宿及巾下方面の江川町筋以北は江川町を基準として北方に進ましめ、東山口の相生町は長堀町筋を起點として南方に進ましむべきである。

縱横軸確立後に於ける大名古屋地番の進路は大略碁盤割現在の方式に則つて差支へなく、且つ舊市域の大部分は第四圖縱横軸上の第四象限に屬するが故に其の地番進路は現在と何等異なる所がない。第三象限たる南西部は東西街路に於ては町の東端北側を起點とし、南北街路は北端東側を起點すればよい。同様に第二

割以外の舊市部一般に於ても街路網こそ不規則であるが、其の町割は中樞部たる碁盤割の其れに倣ひ、舊市部としては其の最も僻陬部に屬する日置、古渡、熱田方面の一部に於ける集團路線式或は字式町割を除き、他は殆んそ全部路線式町割であつて、丁目の進路も悉く碁盤割に基準を置き、東西街路に準ずるものはずべて西方を起點として東方に向ひ、南北街路に準ずるものはずべて北方を起點として南方に向はしめてゐる。唯だ一部の例外としては僅かに巾下方面に於て東西街路たる江川町、押切町等の丁目が堀川を起點として西方に進んでゐるものと、東山口の北部に於て南北街路たる相生町と赤塚町との丁目が南方を起點として北方に進んでゐるものがあるのみである。勿論此れ等は舊市域の僻陬部に屬するのであつて地形上寧ろ例外となるのが至當である。

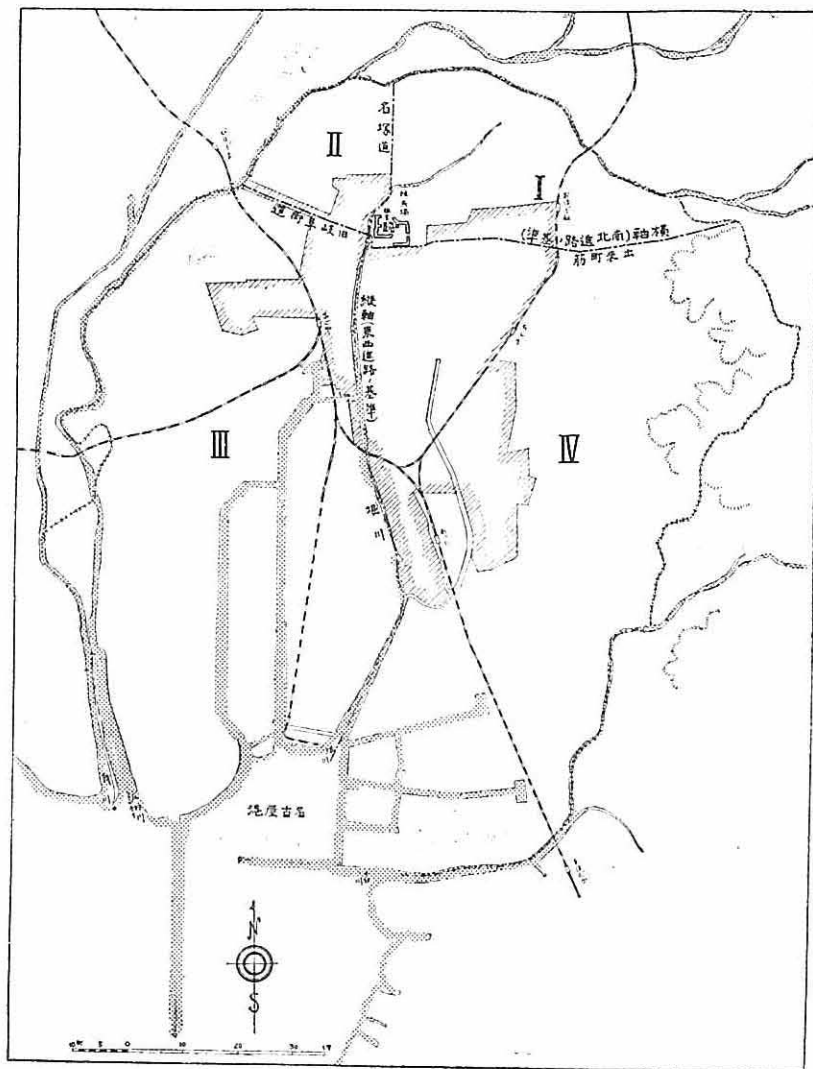
さて此等丁目の進路は舊市域のみに對しては悉く極めて妥當なるものと考へられるが、大名古屋になつた今日に於ては多少の變更を要するものであつて、余は大名古屋の全市域を考慮に入れ、丁目進路の基準は第

象限たる北西部の東西街路は東端南側を起點とし南北街路は南端東側を起點とし、第一象限たる北東部は東西街路に於て西端南側を起點とし、南北街路に於ては南端西側を起點すればよい。

猶ほ地番は上記の如き從來通りの往復式でも差支へないが、之を奇偶振分式とすれば其の効果は一層顯著なるものがある。而して奇偶振分式の場合に於ては方位を基準とせず、其の進路を基準として奇偶を振分け、奇數は常に進路の左側に置く可きである。之れは全市的に統一さる可きは勿論のこと、全國的にも統一すべきものであり、猶ほ進んでは國際的にも統一して差支なきものである。

次に名古屋市の町名の最も特徴とする所は各區に亘り同町名の絕對に皆無なること、類似町名の極めて鮮少なることである。類似町名として挙げ得るものは全市町名數四百三十ヶ町の内僅に江川町、江川端町、江川横町及流川町、流町及白壁町、白堀町、及熱田新田東組、熱田前新田、及中野新町と中島新町等の數組を數ふるに過ぎない。勿論、東西南北、上中下、或

第四圖 名古屋丁目及地番進路縱橫基準線略圖



は元、新等の冠稱に依つて區別する類似町名は可成りの多數に上つてゐるが、東京市に於けるが如く無秩序なるものでなく、其の大部分は同一路線上に連接してあるもの、或は相隣接して並行せる街路に附せられたるものであつて、互に隔絶せるものに附せられたる例は極めて少數である。

東西南北、上中下、等の冠稱を以て區別する類似町名にして互に同一區内或は他區内に隔絶せるもの。

西區	東區	同一區内	
		上、下、飯田町。飯田町。	他區内
上仲町。仲の町。	中市場町。小市場町。	東矢場町(東區)。	矢場町(中區)。
東、西、柳町。柳町。	鍋屋町。鍋屋上野。	東市場町(南區)。	東市場町(南區)。
江中町。江西町。	千種町。北千種町。	東門前町(東區)。	門前町(中區)。
		東新道町(東區)。	新道町(西區)。
		上笹島町(西區)。	下笹島町(中區)。
		東、西柳町(中區)。	新柳町(中區)。

南區	西町。東町。	中區	
		東、西、角町。	上、下、西、日置町。
		上、下、前津町。	笹島町。下笹島町。
		古渡町。東古渡町。	西古渡町(南區)。
		西古渡町(中區)。	東古渡町(中區)。

此等隔絶せる類似町名はたゞ少數なりと雖も其の孰れかが個性ある獨自の單獨町名に依つて整理する可きは論を俟たない。猶ほ極めて少數のものに於ては互に直交する街路のものに對して東西南北、上中下、等を冠する類似町名が用ひられてゐるが、此等は連接或は隣接街路に限るこゝとし、直交街路に對しては絶対に避けるこゝとしたい。

又連接及隣接街路に於ては、その孰れに對しても東西南北或は上中下の冠稱が何等の差別無く、混然として使用されてゐるが、これが連接街路に對しては上中下、隣接即並行街路に對しては東西南北といふ風に

判然と區別されたならば、町名整理の効果は一層大なるものがあるであらう。

(二) 新設或は擴張幹線街路に於ける町界の整理と町名の設定 名古屋市は明治二十二年市制實施以來明治二十九年三月第一次の隣接町村編入を初め、愛知兩郡の市域擴張を行ひ、大正十年には西春、愛知兩郡の内十六ヶ町村を併合して大名古屋を建設するに至つたが、一方内に於ては區長吉田線在、在職當時に於ける南外堀町線、榮町線他二線の幹線街路貫通以來市區改正に依り或は都市計畫に依り幾多の幹線街路を改修、擴張、新設し、又新堀川等の運河を掘鑿した。外、新市域に對する町名整理の必要なると同時に、内、舊市部に於ける此等幹線街路に對する町界町名の整理は一層緊要なるものがあつた。

名古屋市當局に於ては夙にその必要を認め、大正十三年以來これが整理に關する調査に着手し、昨年五月舊市内二百十五ヶ町に亘つて調査を遂げ、且つ市會提案の準備をも完了するに至つた。東京、横濱兩市の復興計畫に依る町名整理を別として、京都、大阪の兩市

が舊市主要部の整理に對しては未だ何等の計畫を有せざるに先ち、名古屋市が敢然として其の整理に着手するに至つたことは、都市改造の第一線に立つものである。而かも整理の内容は

- 第一 改修或は新設街路に於ける新町名の設定、或は從來の町區域の延長。
- 第二 街路の改修新設等に依らず單に小町を整理するの目的を以て、從來の町區域を街路の方向に延長せんとするもの。
- 第三 幹線街路沿接宅地割の變化に伴ふ町幅の擴大、或は區界の變更整理。
- 第四 宅地割永年の間の自然的移動に伴ふ町界些少の變更、整理。
- 第五 他區に於ける同町名を避くるための町名變更。
- 第六 他區に於ける同町名或は類似町名を避くるための町界變更。
- 第七 新設或は改修幹線街路に於ける新町設立の影響に依る接續地の町界整理。
- 第八 煩多なる過少面積の町名を整理するの目的を以て、數ヶ

町を併せ一個の集團的町區域を現出せしめんとするもの。

第九 主として從來の町區域に依り單に丁目を新設せんとするもの。

等であつて極めて少數のものを除き他は悉く縱横路線式に依り、丁目及地番の進路はすべて碁盤割に基準を置く所の極めて統一的なものである。

既成市街地に於て斯くの如き合理的整理が比較的容易に計畫且つ實施し得られんことは、一重に名古屋從來の町割が縱横路線式なるがためであり、又一つにはかの明治四年の統一的大整理の精神が今日猶ほ嚴然として躍動しつゝあるがためではなからうか。

今名古屋市經理課に於ける調査に基き其の詳細を内容別に示せば次表の如くである。

第一表 名古屋舊市主要部町界町名

整理内容別分類表

整理の内容	整理後の町名	所屬區名
-------	--------	------

六	他區に於ける同町名或は類似町名を避くるための町界變更。	車道南町	中區
五	他區に於ける同町名を避くるための町名變更	西片端町、北新町	東區
四	宅地割永年の間の自然的移動に伴ふ町界些少の變更、整理。	新尾頭町 橋詰町、上島町	西區 南區
三	幹線街路沿接宅地割の變化に伴ふ町幅の擴大或は區界の變更整理。	大津町 笹島町、新柳町、榮町、新本町 榮町、納屋町	東區 中區 西區
二	街路の改修新設等に依らず單に小町を整理するの目的を以て從來の町區域を街路の方向に延長せんとするもの。	花車町	西區
一	改修或は新設街路に於ける新町名の設定或は從來の町區域の延長。	前津町、南大津町、祝町、堀留町、南高岳町、横代官町、北高岳町 臺所町	中區 東區 西區

して、一部には既に市會提案準備済のものもある。
整理方針は主として舊來の大字名に依り字式町區域を
設定せんとするものである。

上記の整理は悉く妥當なるものであつて、推奨に價
するものであるが、唯だ一つ筆者の疑問とする所は、
前表第一項に於て從來の高岳町を北高岳町と改稱し、
其の北方に新町を設立して此れに舊高岳町名を與へん
とする點である。此れは市電東新町停留場より公園前
に至る新設電車街路に對して南高岳町を新設するに對
し、東新町停留場以北從來の高岳町を北高岳町と改稱
せんとするものであつて、南北高岳町のみを對比した
場合には何等の不合理、何等の支障を生じないが、一
度北高岳町と北高岳町とを對比した場合には忽ち矛盾
を曝露する。高岳町より南部にあるものを北高岳町と
は此れ如何、いふことになる。これは須らく北高岳
町、高岳町、南高岳町と、從來の高岳町を中央にして
北及南高岳町をそれぞれ方位の示す所に從つて其の上
下に配す可きである。市案に依れば從來の高岳町名は
町區域をそのまま置き去りにして北方に移動したこ

七	新設に或は改修幹線街 路に於ける新町設立の 影響に依る接續地の町 界整理。	矢場町 東新道町 江川端町、堀内町	中區 東區 西區
八	頗多なる過少面積の町 名を整理するの目的を 以て數ヶ町を併せ一個 の集團的町區域を現出 せしめんとするもの。	米濱町 熱田内田町、熱田新宮坂町 本重町	中區 南區 西區
九	主として從來の町區域 に依り單に丁目を新設 せんとするもの。	西協町、正木町、向田町、 流町	中區
以上主として舊市主要部、調査完了市會提案準備済			
一〇	舊來の大字名に依る新 町名及字式町區域の設 定。	南押切町 愛知町 西金山町以下四五ヶ町	西區 中區 南區
一二	舊來の大字名に依らざ る新町名の設定但し町 區域は字式に依るもの	南工賑町、北工賑町	南區
以上舊市周邊部、調査完了市會提案準備済。 (昭和二年五月現在)			

〔備考〕市新域に對しては全部に亘り町名整理調査進捗中に

になり、高岳町名が全然廢止されたる場合に比し、町
名整理後に於ける通信、交通上の錯謬、混雜は一層甚
しく、且つ又地元の慣習、營業上の利害關係等を尊重
する點よりするも、この場合には當然從來の高岳町は
高岳町としてそのまま存置し、上下の新町を北及南高
岳町とするが至當である。

名古屋市に於ては舊市主要部のみならず猶ほ舊市周
圍部及大正十年大名古屋建設に依る新市部に對しても
町名整理の調査を進め、既に其の一部は調査完了を告
げ市會提案準備済みのものもある。整理の方針は大略
編入前の小字名により字式町區域を設定せんとするも
のであつて格別注意すべき程のものではない。但し新
市域耕地整理或は區劃整理による開發地に對する地元
組合及愛知縣都市計畫課に於ける町名地番計畫に次項
に述ぶるが如く創意に富めるもの多く甚だ見る可きも
のがある。

三 新市域耕地整理及區劃整理 地に於ける町名計畫

近年名古屋市郊外に於ける耕地整理及區劃整理事業
の發達は實に驚く可きものがある。地區面積は認可済、
申請中、設計済及設計中のものを加へ既に總計五八地
區凡そ一、三三〇萬坪餘(大正十五年一月末現在)に達
し、全市面積の三〇%新市部の四〇%に當り、名古屋
都市計畫街路網は殆ど悉くこの整理事業の剩餘價值と
して無優を以て産み出されんとするの狀勢にある。

今や各組合に於ける整理事業は着々進捗し、近く換
地處分を了せんとするものも二、三に達し、換地配布
後に於ける町名整理が漸く問題となりつゝある。町名
整理に關しては愛知縣都市計畫課に於て地元組合と協
力して熱心に研究中であつて、既に計畫の實現したる
ものに阿由知耕地整理組合第二區、同第四區及八事耕
地整理組合地區との三箇所がある。最後の八事耕地整
理地區に對しては不幸材料を手をにせざるが故に今前二
者に就て其の大要を紹介することとしたい。

(一)阿由知耕地整理組合第二區 本地區は大部分
御器所町及廣路町内に屬し、阿由知耕地整理第一區
の北部、鶴舞公園の東部に位し東西約八町南北約十二

町面積約三十五萬坪長方形の地域である。地勢は一帶の平坦臺地であつて、住宅地として清爽、快適な場所である。

街路網は十八間道路第八號線及十三間半道路第七號線を縦横軸とする格子型であつて、街廓は主として東西に長き長方形である。町區劃の設定方式は線路式を採用し、町割の配列は街路網及宅地割の實狀に則して東西街路に據る並列式をなし、南北街路に對しては第八號幹線及補助線たる二本の八間道路に對してのみ町名を設定してゐる。町名は從來の小字名に依るもの或は單なる嘉名に依るもの等區々にして、一定の組織の方針によるものではない。(第五圖參照)

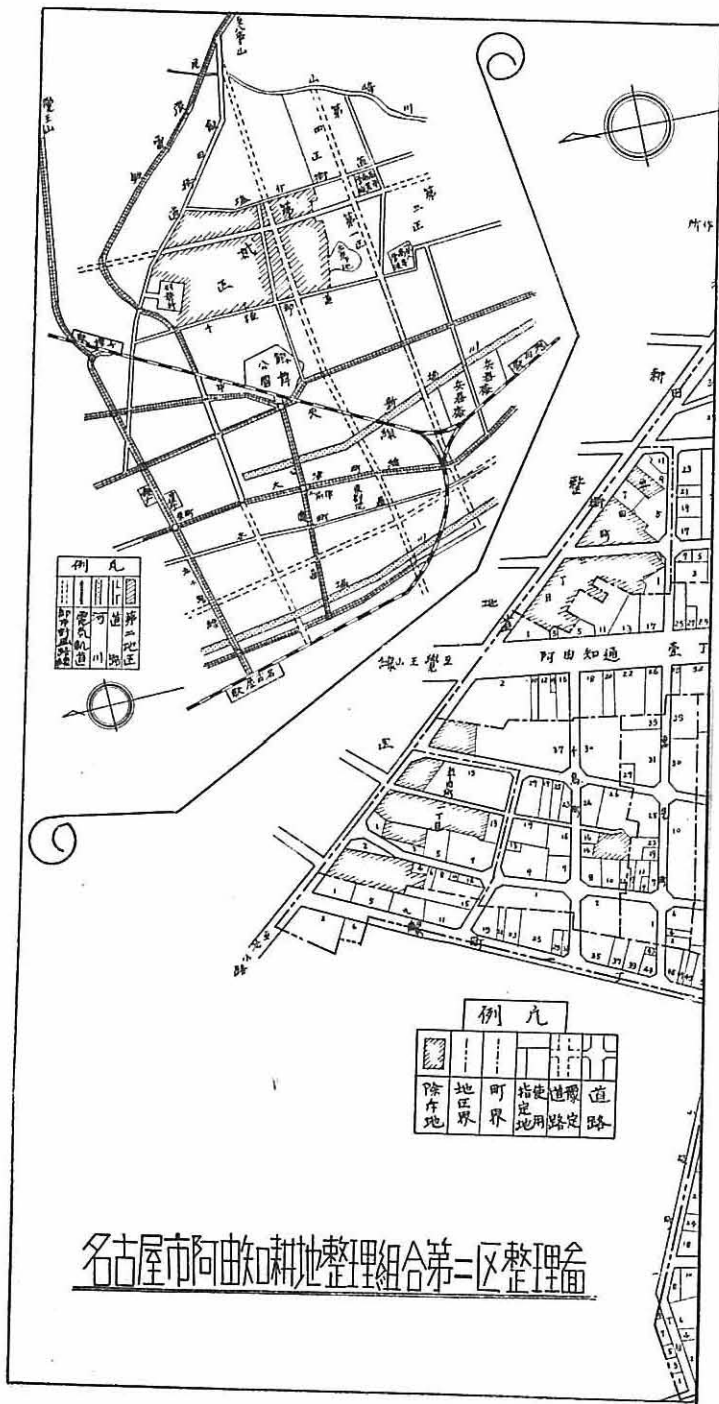
元來矩形街路網に於ける町割の理想は、須らく路線式でなければならぬとされてゐるが、此の際に於ける町名數の夥多は又一面の缺點でなければならぬ。本計畫に於ても其弊害は確かに認めることが出来る。

中區車田町、小坂町、山田町、廣瀬町、北山町、或は千鳥町、雪見町、曙町、神樂町、紅葉町、彌生町、霞町、見晴町……………こいふも、果してその町は中

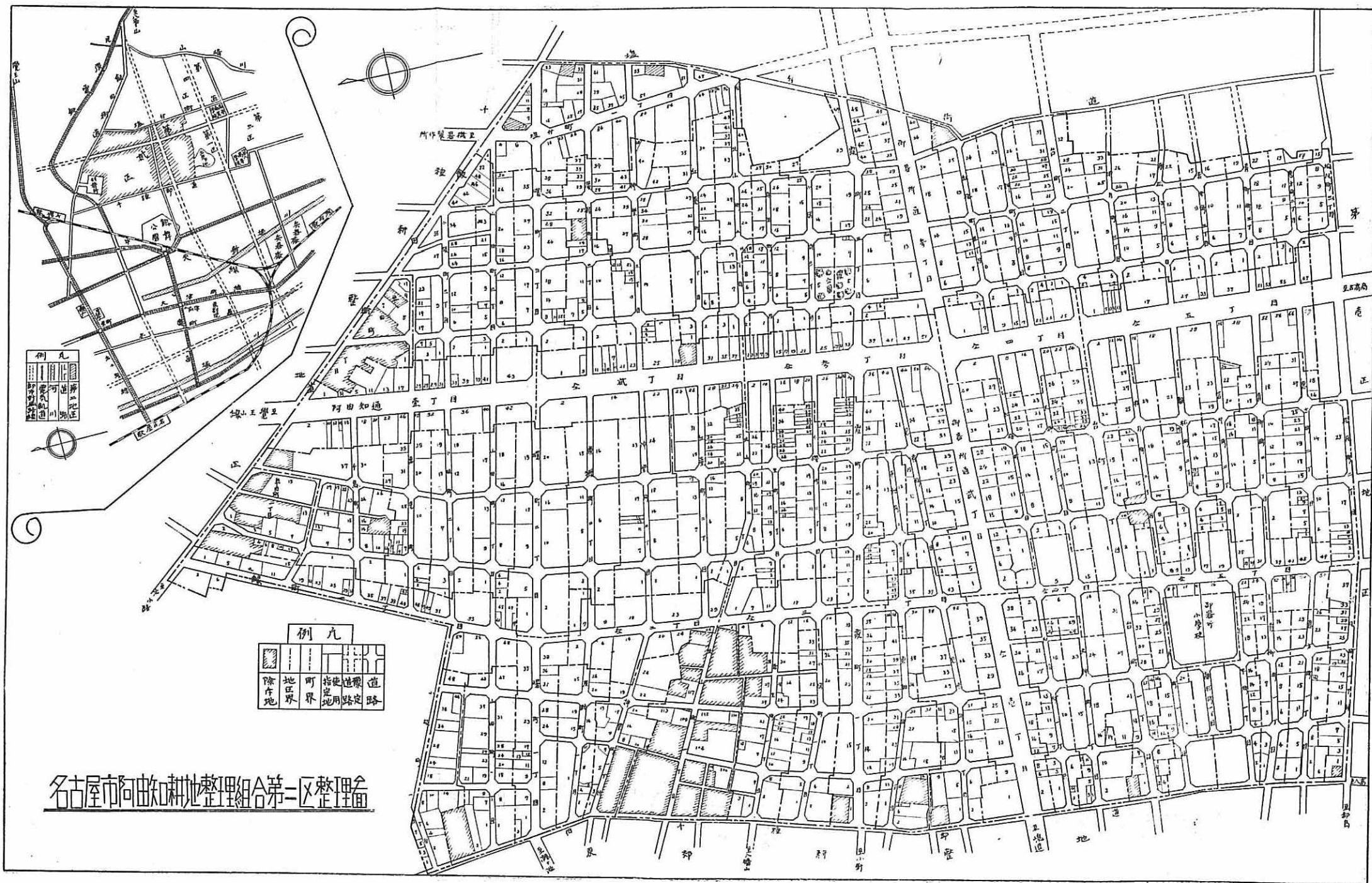
區のぎの邊にあるか、その存在位置を敏活且つ適確に指摘し得るや否や、甚だ疑はしい。殊に後者の如き地名或は字名等は何等の關係なき單なる嘉名は、或る一體系の下に組織的整理をせざる限り何等の効果なく、且つ其の種類は比較的限られたるものなるが故に、兎角他區或は他地區に於ても重出するの恐れあり、餘程考慮を要するものである、結局路線式町割に於ける町名の理想的整理は先きに横濱市、京都市或は大阪市區劃整理地に對する町名計畫の項に於て述べたるが如き、一定の組織的方法に依つてのみ初めて達成せらる可きものではなからうか。

本地區に於ける丁名及地番の進路は共に舊市基盤割に於ける基準と一致せしめ、南北街路は北方を起點とし東西街路は西方を起點としてゐる。又地番は舊市同様丁目毎に更新する個別番地式であるが、其の配列は舊市在來の往復式と異なり、一層能率的にして地番方式の理想とされてゐる奇偶振分式が用ひられ、而して奇偶の分配は國際的慣習に従ひ進路基準式とし進路の左側を奇數としてゐる。

第五圖 阿由知耕地整理組合第二區町名整理圖



第五圖 阿由知耕地整理組合第二區町名整理圖

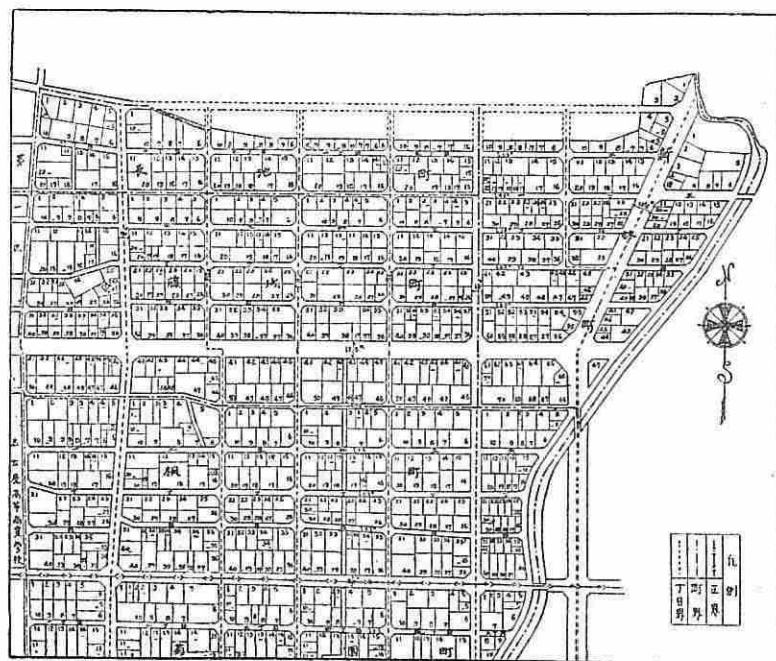


(二)阿由知耕地整理組合第四區 當區

は主として廣路町内に屬し、西は阿由知耕地整理第一區に接續し、北及南はそれぞれ廣路耕地整理地區及石川區整地地區に境する面積約二十二萬坪の土地にして、山崎川に依つて東西に二分せられ、山崎川以西は阿由知耕地整理第二區と同様平坦臺地にして、東西に長き格子型街路網である。山崎川以東は多少の緩漫なる起伏を有する臺地にして、街路網も從つて幾分の歪形を有する格子型である。本地區も前地區同様十三間半の幹線街路二線が地區の中央を各東西及南北に貫通してゐる。(第六圖は山崎川以東を省略せり)

本地區は地勢及街路網共に前地區と殆んど同一なるにも係らず、其の町割及地番方式は前者と全然相反し、町割は街廓式、地番は十番式奇偶連續型が採用せられてゐる。前地區に於ては三十五萬坪の土地に對

第六圖 阿由知耕地整理組合第四區町名整理圖



し二十六ヶ町名(一ヶ町名當り一萬三千坪)を生ずるに對し、本地區に於ては二十二萬坪の土地に於て僅かに七箇町名(一ヶ町名當り約三萬坪)を生ずるに過ぎない。従つて此の方法に依れば煩多なる町名を節限し得る特徴を有するものであるが、一面又町區域の限界を不明確にするものなることを記憶せねばならぬ。圖面上では町界が街路の中心線上にあり一見極めて明瞭なるが如く思惟せらるゝも、其の境界たるや人爲的に規約せられたるものにして、其の境域の限界は極めて自由であり、従つて極めて曖昧である。然るに路線式に於ては町界が宅地界にあり、見掛けは極めて複雑、不明確なるが如く見ゆるも、實質的には一路線、一箇町であつて嚴然たる自然的限界目標あり、此れより明確なるものはない。従つて各宅地の關係位置を指摘する地番の配列は、路線式に於て最も簡明となり、街廓式に於て最も複雑なる。

本地區の地番はすべて南北に連なる一街廓列を一ヶ丁目とし、一街廓を十箇地番とし、最北端より(一、二、三……一〇)(一一、一二、一三……一〇)……

等の如く順次南方に及ぼし、各街廓内は北側西端に起點を置き、一番地より五番地迄を街廓の北面に置き、六番地より十番地迄を南面に置く所の極めて統一なものであるが、猶ほ町幅即ち街廓列數は五列、四列、三列或は二列のものあり、區々不同にして、町區域の限界不定なるが故に、地番に依る各宅地の指摘、表示は猶ほ路線式の簡明、單純なるに及ばない。

本地區及前地區は、地勢、地位、街路網等殆んど大差なきにも係らず其の町界町名整理に對し全く相反する二方式が採用せられんことは、各組合各自勝手趣好による別個の計畫によるものなりや、或は縣都市計畫當局に於ける比較研究的試案に依るものなりや、筆者は不幸にして其の消息を詳かにせざるも、而かも其の理由の如何なるにもせよ、兩地區に於ける整理計畫は大名古屋新市域開發地町界町名地番整理の先驅をなし其の基準を暗示するものなるが故に、其の統一に關しては充分再考三考の餘地があるといはなければならぬ。

(三)新市域開發地に對する統一的町名計畫の樹立

大正十年編入に係る名古屋新市域は舊市域を箱型に包圍し、其の外側略ぼ長方形をなす三、四〇〇萬坪の土地である。北部、西部及南部は一帶の平坦低地にして、東部は舊市部に連亘する一帶の平坦臺地をなし、東端部は標高約百米を最高とする丘岡起伏地である。

新市域都市計畫幹線街路網は概して舊市部の基盤型街路網を根幹とする縦横型であつて、東部丘岡地に於て僅かに不規則なる曲線街路網を見るに過ぎない。従つて目下計畫或は工事施行中の各整理地に於ける小街路網も、平坦地に於ては東部の臺地たるを北、西、南部の水田地たるを問はず、主として前記幹線街路網を基準とする格子型或は基盤型街路網であつて、丘岡地に於ては地勢に應じ稍や不規則なる曲線街路網が採用されてゐる。此の意味に於て此等新市域開發地に對する町名計畫も自ら平坦地と丘岡地とに二大別して考慮する可きは論を俟たぬ。

(a)平坦地矩形街路網に對する計畫 平坦地にしろ丘岡地にしろ其の町名計畫は町割を路線式とするか或は集團的な街廓式とするかに依つて分れる。比較的

町面積の大なる街廓式町割とする場合は、一定地域内に於ける町數が比較的少數なるが故に、整理後の町名は従前の字名のみにも充分間に合ひ、問題は容易に解決出来る。此れに反し路線式町割とする時は新町數は前者に比し著しく多數となり、従来の字名のみを以てしては容易に全町數を充たすこと不可能なる。従つて此れが爲には新町名の工夫を必要とし、或は嘉名の撰定によつて不足町名を補足し或は全然別途なる組織的町名に依つて全町名の統一的新設を要することとなり、町名設定上幾多の困難に逢着するのである。

而かも余は通信、訪問、交通、防火、營業等凡ゆる都市日常生活の便益の爲に、平坦矩形街路網地に對する町割方式としては斷乎として路線式を推奨せんとするものである。而して町割は各地區の小街路網及宅地割の如何によつて更に縦横路線式と並列路線式とに分れ概して其の街路網が基盤型の場合に於て前者となり、格子型の場合に於て後者となるのであるが、孰れにするも事情の許る限り常に縦横路線式となすことに努め二〇米以上の幹線街路に對しては必ず町名を附與する

ここにしたい。

扱て路線式町割に對する町名計畫としては左記の三方法を擧げることが出来ると思ふ。

一、新町名の大部分を舊來の大字名、小字名其他何等か其の土地名と縁故ある名稱を以てし、不足部分に對しては嘉名を以てする方法。

二、地區全體に對して單なる嘉名を無系統、無方針に附與する方法。

三、舊來の字名にも依らず、又新奇氣まぐれなる嘉名にも依らず、地區全體をある組織的町名によつて統一する方法。

第一の方法は大都市郊外の開發地等に於て最も弘く行はるゝ慣習的な方法で、人口十萬以下の小都市に對しては極めて適當な方法である。然し乍ら近く百萬を以て數へらるる大都市たるの將來を有する我が名古屋市の如きに對しては、斯の如き無節制なる方法を以てしては徹底的なる町名整理の効果を期待することが出来ない。

第二の方法は主として各地の海面埋立地等從來の字

名らしき字名なき場合に窮餘の策として屢々慣用するものである。

第三の方法は第二の方法を合理化したもので、亞米利加の諸都市、歐大陸殊に獨逸の諸都市及我南滿經營地、主として大連市等、新都市の建設に際し、或は舊都市の改造に臨んでも時に行はるゝ方法で、或は數字町名、アルファベット町名に依り或は樹木、花卉、山岳、河川、四季、風物、人名等を地域的集團として配列する所謂類集式町名整理の方法に依るもの等がある。

此等の方法は日本内地舊都市町名整理の方法としては多少奇抜過ぎる感がないでもないが、思ひ切つて始めて見れば案外突飛でなくなるかも知れない。然し乍ら折角舊來の字名を有する日本内地諸都市の町名整理に對しては、猶ほ多少の遲疑が感じられないでもない。

依つて余は此處に先きに大阪市郊外の開發地に對して提示したると同様なる方法、即ち第一・第三の二つの方法を調和融合せしめたる、字名に依る組織的町名を以て、時運に最も適合し、名古屋市新市域平坦地に對する最も理想的なる整理方法として推奨せんとする

ものである。

而し埋立地等にして從來も字名らしき字名の存在せざる場合に於ては第三の徹底的組織的町名整理に依るを最善とするこゝ勿論である。

字名に依る組織的町名整理の要點は次の如くである

一、町名整理の單位地域 隣接地區との關係を考慮し、一事業

地區を以て町名整理の一單位地域とす、要は區劃整理小街路網の地方的一單位、體系を以て町名整理の一單位とするにある。

二、幹線街路に於ける町名 幅員二十米以上の幹線街路に對しては、該路線通過地中の最も主要なる小字名を冠して「何々通」とす。此の際他地區との同町名或は類似町名を避く可きは勿論である。

三、補助街路に於ける町名 幹線街路以外の補助街路及小街路に對しては、該地區中の最も代表的な大字名を冠し、東西街路及之に準ずるものを「町」として何々一番町、同二番町……等と稱し、南北街路及之に準ずるものを「筋」として何々一筋、同二筋……等と稱す（號八圖參照）

但し該大字名の區域が廣く他地區に跨り、其の地區の

みにて該大字名を專有し能はざる時は、地區名或は其の土地と最も縁故深く、且つ其の土地を最も明確に指示し得るが如き個性ある名稱を新たに撰定すること。

而して舊來の大字名は他に同町名或は類似町名の存在せざる限り必ず孰れかの地區に保存せしむべきである。

四、地番方數 地番は個別番地番偶振分式とし進路の左側を奇數とす。而して其の進路は第四圖の縱橫軸を基準とす

五、數字町名の追ひ方 小街路に對する町名の番數及筋數は各整理地區ごとに更新し、その進路は地番の進路と同様縱橫軸（第四圖參照）を基準とし左圖の如くす。（第七圖參照）

六、丁目 丁目は町名の稱呼を煩雜ならしむるが故に、幹線街路以外は之を全廢す。

これは町割が路線式にして且つ町の長さには單位地區の形狀よりして適度の限界あるが故に、丁目を廢するも地番整理上何等の支障を生ぜざるがためである。

幹線網路は將來市街電車敷設せられ、概して商業、交通の要衝となるが故に、地點の表示を明細にする必要あるが故に丁目を附するを便とす。且つ幹線街路に對しては小街路に對すると異なり大字名を冠せず、單に何々通と稱するのみなるが故に丁目を附するも何等稱呼の煩雜となる憂がない。

部街廓式を以てし、其二は幹線街路に對して路線式を交へ、其三は補助線中の主要街路にまで路線式を適用せんとするものである。孰れにするも平坦直線街路網に於けるが如き徹底的路線式を以て全地區を統一處理するこの不可能なることは明かである。其三に至つては路線式町割の中間に面積過小にして不規則不整形なる殘地を多數生じ、餘りに路線式の町を多く取り過ぎたるの感がある。路線式の町は少くも其の二或は其の一の程度でなければならぬ。而して其一は全部を街廓式とするものであるがこれでは町割整理の基準となる可き幹線街路を餘りに活用しなさ過ぎるの憾みがある。斯くして丘岡地町割計畫の理想として殘るものは、試案其二に見るが如き幹線街路に對してのみ路線式を適用せる街廓式と路線式との併用式でなければならぬ。

而して之れに對する町名計畫は平坦地矩形街路網に對するが如き、何番町或は何の筋といふが如き數字町名を以てするこのは、町割の點より又街路網の性質よりして到底不可能である。即ち之れに對して最も合理

ある丘岡地に於ては地勢上其の街路網は非幾何學的にして不規則なる曲線型となるのが常である。これに對する町割計畫は平坦地直線街路網に對するものとは自ら異なる所がなければならぬ。

左に掲ぐるは八事耕整地區町割計畫に對する余の三つの試案である。(第八第九及第十圖參照) 其一は全

其
三



第十回

的な方法は、即ち從來通り字名或は縁故ある土地名に依るか、或は前述の類集式町名によつて組織的整理をなすかの二者である。

而して丘岡地の町割を既述せるが如く路線、街廓の併用式をなせば、町名数は比較的多数にならざるが故に、其の町名計畫は強ち後者に依らずとも、前者の字名式に依つて充分用を辨じ得るものと思はれる。

即ち試案其二に示すものは其の一方方法であつて、すべて地方名として舊來の大字名を冠し、其の下に個々の字名を配して町名をなし、幹線街路に對しては平坦地に於けると同様何々通の如く通りの稱呼を附し、街廓式のものに對しては平坦地の町、或は筋を區別するために何等の稱呼を附せず、すべて呼び切りとする。この方が稱呼の簡明を期し得るに同時に又住宅地の町名として一種の風趣を存し得る。

地番方式は路線式の通りに於ては平坦地と同様奇偶振分式として差支へない。然し乍ら殘餘の街廓式の町に如ては街路の配列及街廓の形狀が甚しく不規則なるが故に、その撰定に關しては餘程の注意を要する。

試案其二に示すものは通常の個別番地奇偶連續式で路面接續を以て町の起點より順次町の終端に及ぼしたものである。本例は細密な注意を充分な技巧を凝らして附番したものであるが、而も猶ほこゝに見るが如く相當の混雜を呈してゐる。不規則なる曲線街路網に對する個別番地を以てせば、如何なる技倆、如何なる技巧を以てするも此れ以上の簡明を期することは出来ない。

斯くして余は此處に試案其四に示すが如く、丘岡地の街廓式町割に對しては一街廓一番式地番を提唱せんとするものである。(第十一圖參照) 斯くせば地番の配列は極めて簡明となり、地番数は極めて僅少となり地番整理の効果は通常の個別番地式に比し遙かに著しいものとなる。街廓内の各筆地はすべて枝番を以て表示するものであつて、枝番のために生ずる公簿取扱上に於ける稱呼の些少の繁雜は、他方交通、通信、訪問等市民日常生活に於ける著しき便益の増進に依つて、充分これを償ひ得て餘りがある。

勿論此の一街廓一番主義は本年一月實施されたる東

第十一圖 八事耕地整理組合地區町割及地番計畫試案

其四



整理後町名

A	B	C	d	e	f	g	h	i
八事山門通	八事山門通	八事山門通	八事山門通	八事山門通	八事山門通	八事山門通	八事山門通	八事山門通

例	凡
1	二
2	三
3	四
町界	地界

京府澁谷町の地番整理の場合の如く既成市街地の整理に際しては、遽かに適用し得ざるは言ふまでもない。街路網の完備せざる未整理既成市街地に於ては、街廓の形狀廣大にして街廓内の筆地數多きが故に、一街廓一番主義をせば枝番數の過大を來し何等整理の實を擧げ得ざるのみならず、將來街路網の開設に伴ふ街廓の分裂により地番の

配列を益々崩壊混亂せしむる恐れがある。然るに當八

事耕整地區に於けるが如く、充分なる計畫を以て設定せられたる完備せる街路網を有する整理地に於ては各街廓は最小單位にまで分割せられ、此れ以上分割整理せらるることは近き將來に於ては殆んど豫想し得ざる所なるが故に、其地番方式を一街廓一番式とするも前者の如き支障を生ずる憂ひは絶対にない。現に本組合地區に於ける街廓の大きさは一街廓一番式とするに極めて適度であつて、その中に包括さるゝ筆地数は極めて少なく十筆以上に上るものは殆んど稀れである。

さて最後に上述丘岡地曲線街路網に對する町名地番計畫の概要を概括すれば次の如くなる。

一、町割方式 町割は路線式及街廓式の併用式とし、二〇米以上の街路を路線式とす。

二、町の境界 街廓式の町の境界は路線式の町との接觸部分を除き、他は幹線以外の地區中比較的重要なる街路の中心線を以てす。

地區境に於ては隣接地區との街路關係を考慮し、成可く宅地界を避け努めて街路の中心線に置く。即ち實際上地區界に於ては隣接地區の工事完成を俟ちて再度の町界

整理をなすの要あり。

三、一箇町の大きさ 一箇町の大きさは凡そ宅地數、百筆内外に留むること。

四、町名 町名は從來の字名或は其の土地と何等かの緣故ある歴史的或は地理的名稱を以てす。而して其の全部に對し、適當なる舊來の大字名或は地方名を冠す。

而して路線式の町は「何々通」とし、街廓式の町は「八事榎木」「八事石坂」等の如く呼び切りとなし、町の稱呼を附せず。

五、同町名及類似町名 他區或は他地區との同町名及類似町名を避く可きは勿論である。

六、丁目 丘岡地の幹線街路に據る路線式の町に對しては、平坦商業地と事情を異にし、猶ほ既に各個町名の上に地名を冠することゝなせるが故に、稱呼の簡捷を期するため丁目を附せず。

七、地番方式 路線式の町的地番は個別番地奇偶振分式とし街廓集團式の町的地番は街廓番號式（一街廓一番式）とす。

八、路線式地番の進路 路線式の町的地番の進路は大名古屋地帯進路縱橫軸を基準として四區に分つ。而して常に進路の左側を奇數側とす。（第四圖參照）

九、街廓番號の起點及進路

街廓式の町に於ける地番即ち街廓番號の起點及進路は共に前項同様大名古屋地番進路縱橫軸進路に則る。

即ち其の第四區に屬する八事耕整地區に於ては町外割の形狀が東西に長き時は、西端に起點を置き順次町の東端に及ばしめ、町の形狀が南北に長き時は北端を起點として南方に進ましむるのである。形狀に長短なき時は周囲の事情より判斷して西端或は北端を起點とす。

一〇、街廓内枝番の進路 街廓内枝番の進路は全部左廻りとす。これは本邦に於ける左側通行の慣習を利用し、方位明確ならざる不規則曲線街路網に於ける地番の捜査を容易ならしむる爲めである。而して枝番の起點は左廻りを破壊せざる限り町の起點即ち街廓番號の起點と一致せしむ。

第十一圖八事耕整地町割及地番計畫試案其四に於て、八事半増坊十三番地は枝番の起點を街廓番號の起點と一致せしむる時は、枝番の進路は右廻りとなるか或は左廻りの中斷したるものとなるが故に、飽くまで左廻りを保持せんがために圖示せるが如く起點の位置を犠牲にして反對側に移したる例である。

（以 上）

追 記

本篇脱稿後筆者は愛知都市計畫委員會會長澤忠郎氏より八事耕整地區及東郊耕整地區、兩區の町名整理豫定圖の寄贈を受けた。依つて左に其の町名地番計畫の概要を紹介して本篇の不備を補ふことにした。

八事耕整地區に於ける町名地番計畫 本

地區に於ける町割は全部街廓式で恰かも先きに余が例示せる町割計畫試案其一に該當するものである。而して町名は字名と嘉名との併用に依り、從來の字名中最も好く人口に膾炙し、且つ他區に同町名或は類似町名の恐れなき、個性明確なるもののみを採用し、他は全部之を捨てて新たに嘉名を採用し、土地の高低、風物を考慮して、臺地には櫻ヶ岡、綠ヶ岡、彌生ヶ岡、月見ヶ岡、清水ヶ岡等の如く「何々ヶ岡」の稱呼を附し、凹地に對しては松風園、紅葉園、梅園等の如く「何々園」の名を附し、巧みに組織的町名整理類集式の方法を加味したるものであつて、高級住宅地の町名整理としてここに風趣豊かなる計畫である。

地番は個別番地追番式に依り、起點は概して北方を基準とするものの如くであるが、中には多少統一を缺くものもある。地番の接續も概して路面接續によるものの如く見ゆるが、舊來の慣用手段たる接地式に委せらるる部分も可成り多く遺憾の點がないでもない。

(第十四圖参照)

東郊耕地整理組合地區地番整理計畫

本地區の町

割は阿由知耕整組合第二區と同様路線式によるものであつて、地番は奇偶振分式を採用してゐるが、其の振分式は舊市基盤割に於ける地番の影響を受けた方位式であつて、奇偶振分式の本領を充分發揮したものといふことは出来ない。

即ち本地區に於ける振分けは方位に基準を置き、東西街路に於ては北側を奇數とし、南北街路に於ては西側を奇數としてゐる。従つて奇偶振分け本來の立場より見れば、東西街路に於ては進路の左側が奇數となり南北街路に於ては右側が奇數となり甚だ混雜を呈してゐる。此れは全く基盤割に於ける方位式地番に基準を

置いたもので、名古屋新市開發地に於ける地番計畫としては一應もつこみな心遣ひであるが、地番の進路を唯一の基準とする奇偶振分式を採用する以上、振分けの基準は其の本領其の原則に従つて方位に無關係なる進路それ自身になければならぬ。

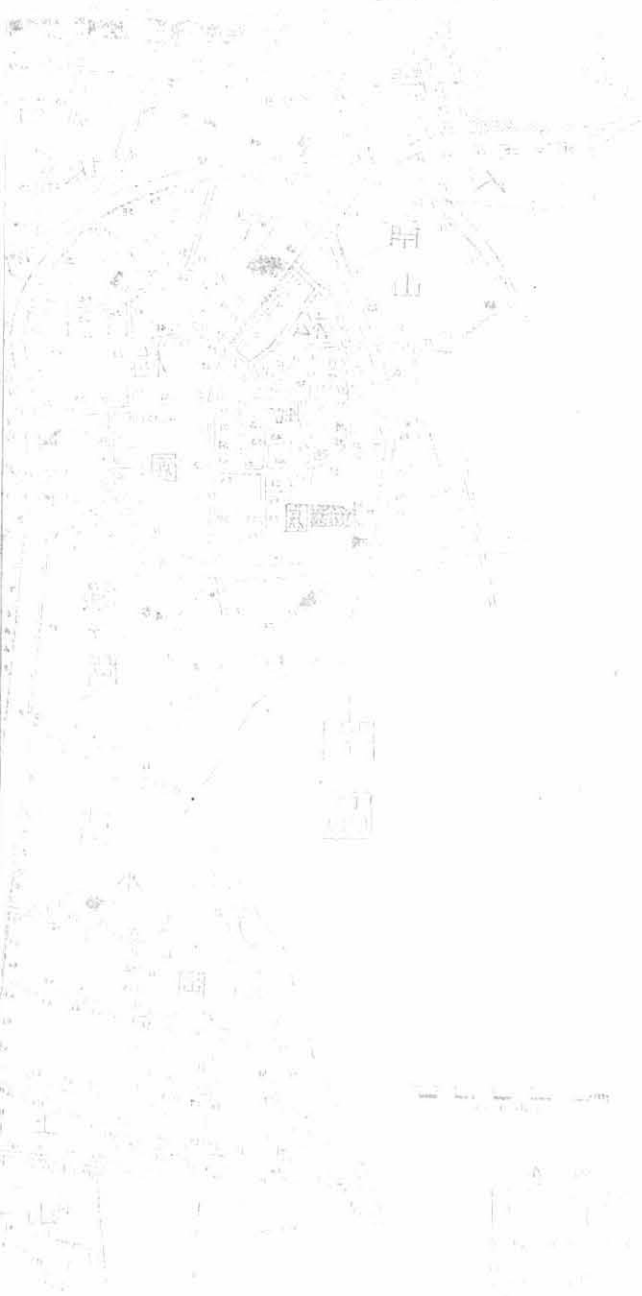
而して其の奇偶の配列は、少數ではあるが日本内地の先例で、世界各國都市大多數の慣例により左側に奇數を置く可きである。帝都區劃整理後の地番整理及澁谷町地番整理に於ても奇數は既に進路の左側に置いてゐる。

猶ほここに注意すべきことは阿由知耕整組合第二區に於ては、既にこの奇偶振分本來の原則に則り、進路基準式を採用してゐるにも係はず、その後において計畫されたる本地區が其の好き先例を無視して、殊更ら不合理なる方位式振分けを採用してゐることである。これは町名地番整理計畫上に於ける統制機關の不備、不統一を暴露したるものであつて、大いに注意、警戒を要する點である。

方位式振分けは基盤割の如く方位を基準とせる純然

第十二圖

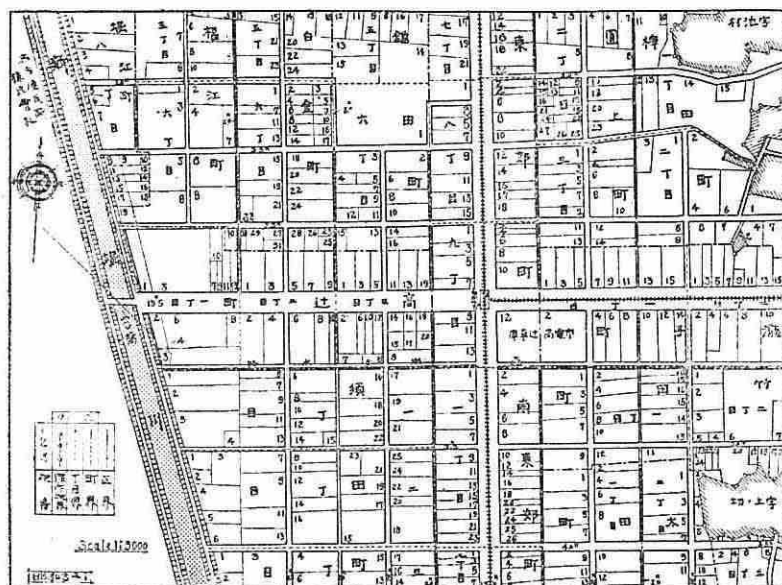
八事耕地整理組合地區町名及番地整理圖



第十二圖 八事耕地整理組合地區町名及番地整理圖



第十三圖 東郊耕地整理組合地區町名及地番整理圖（一部分）



たる矩形型街路網に於ては相當の効果を表はすものなるも、多少も不規則なる斜角街路或は方位の不明確なる斜狀街路網或は不規則なる曲線街路網を交へる我が大名古屋新市域の如きに於ては少なからず混雜を來たし、整理の完璧を期するこゝが出来ない。

單に或る一地區が整然たる正方位の矩形型街路網なりといつて、直ちにこの方位式を採用するは大なる誤りであつて、地番方式の如き統制的準則を決定するに際しては、一般他地區の街路網をも考慮に入れ、全市域を大觀して全部を統一的に包括し得る合理的方法が採用されなければならぬ。

昭和三年七月十九日印刷
昭和三年七月二十二日發行

都市問題パンフレット第四號

定價十錢

編輯兼
發行者

財團
法人

東京市政調查會

東京市京橋區築地三丁目十五番地

印刷者

北

村

恒

次

發行所

財團
法人

東京市政調查會

東京市豊町區有樂町一ノ一
振替口座東京七一六〇九番

刷印所刷印屋中





OBZ

215